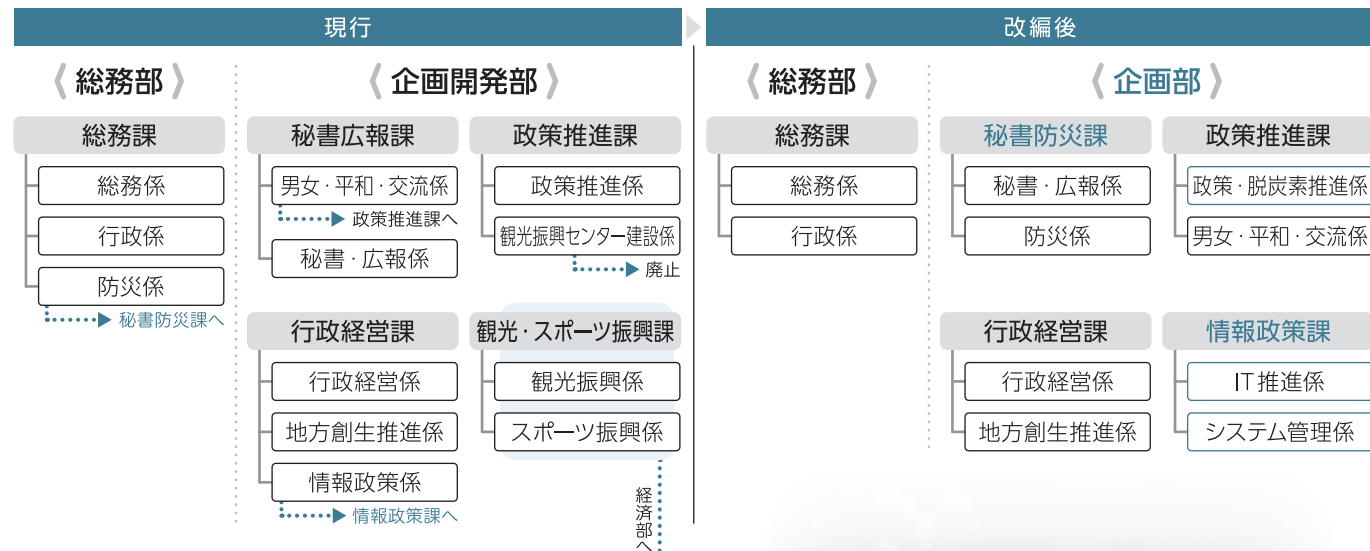


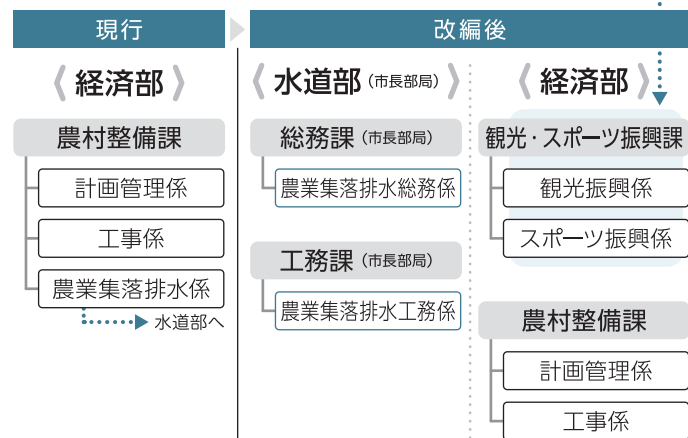
行政組織が 変わります

糸満市では第5次糸満市総合計画でまちづくりの将来像に「つながりを深めチャレンジするまち糸満市」を掲げ、計画実現に向け取り組んでいます。令和4年度は、その実現および効率的・効果的な組織運営に向けて次のとおり行政組織を改編しました。

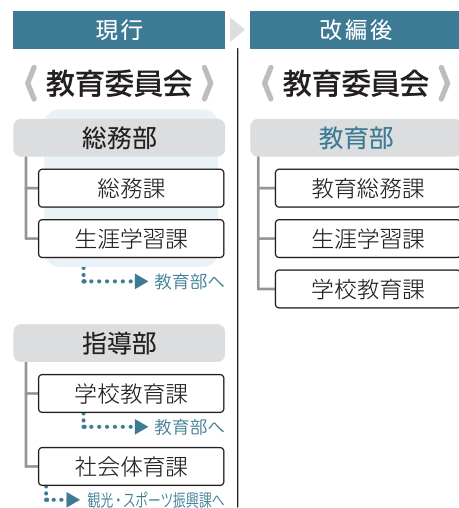
総務部・企画部の改編



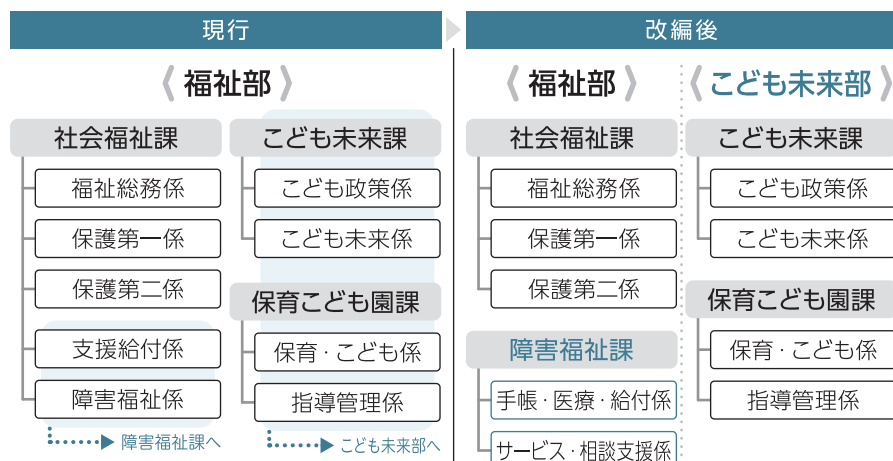
経済部・水道部の改編



教育委員会の改編



福祉部の改編



配偶者等からの暴力等を理由に避難している方の 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 の手続きについて



新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が、すみやかに生活および暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して**1世帯あたり10万円**が一括して支給されます。糸満市では3月から支給を開始しています。

糸満市内に住民票のある方が糸満市から受給することができますが、配偶者等の暴力等(※)を理由に避難中の方で、事情により糸満市内に住民票を移すことができない方でも、一定の要件を満たすことで支給を受けられる場合があります。受給には手続きが必要です。詳しくは、給付金窓口か下記の相談窓口までご相談ください。 ※「配偶者等からの暴力等」とは、DV、ストーカー行為、児童虐待や、これに準ずる行為等のことをいいます。

相談内容	相談窓口	糸満市役所	電話番号
配偶者による暴力	こども未来課（こども未来係）	2階22番窓口	840-8191
高齢者虐待	介護長寿課（包括支援係）	1階13番窓口	840-8114
障がい者虐待	障害福祉課（サービス・相談支援係）	1階11番窓口	840-8103
児童虐待	こども未来課（こども未来係）	2階22番窓口	840-8191
上記に該当しない場合	市民生活環境課（市民生活係）	3階17番窓口	840-8123

糸満市臨時特別給付金担当
(窓口でのご相談は予約制です)

糸満市臨時特別給付金コールセンター

☎ 0800-200-8232
受付時間 8:30～17:00（土日祝は除く）

詳細は糸満市の
ホームページで
確認できます。



就学援助制度って？

小中学校の子どもがいる家庭に、学用品費や学校給食費などを市が援助する制度です。子どもたちの楽しい学校生活のために、気軽に就学援助制度を活用してみませんか。

安心して学べる環境づくり
シュウガクエンジョ

令和
4年度

就学援助制度

援助対象

糸満市に住所を有し、公立の小中学校へ通学している児童・生徒の保護者、または区域外就学で糸満市立の小中学校に通学している児童・生徒の保護者で、次のいずれかに該当する人。
①現在、生活保護を受給中の世帯 ②生活保護が停止、または廃止になった世帯 ③生活保護世帯に準ずる程度の生活困窮世帯 ④大規模災害の被災者で、生活が困窮していると認められる人

申請書類



問	申請月	申請期限	申請結果の通知
生活保護受給者のみ		令和4年4月11日(月)～4月28日(木)	—
5月申請		令和4年5月2日(月)～5月31日(火)	7月～8月
追加申請(5月以降)		毎月末日締切 最終締切日(予定): 令和4年12月16日(金) ※生活保護開始となった人は令和5年3月末日まで	申請月の翌月

- 5月申請の期間内に申請した方のみ、4月にさかのぼって援助します。
- 審査結果については、在籍している小・中学校から文書でお知らせします。

提出先

●原則、保護者が直接学校の事務室、または教育委員会学校教育課に提出。
●小・中学校の両方にお子さんがいる保護者は、小学校の事務室にのみ提出。
●郵送申請の場合はこちらまで。(当日消印有効)

〒901-0392
糸満市潮崎町1-1
糸満市教育委員会学校教育課

